

産業廃棄物収集運搬業許可証

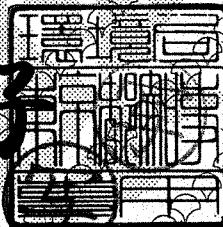
住所 東京都足立区大谷田四丁目18番14号

氏名 株式会社山正
代表取締役 豊田 一則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 6年 1月 21日

許可の有効年月日 令和 11年 1月 20日

1 事業の範囲

(1) 収集・運搬(積替えを含む。)

2 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上 12種類)

3 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおり)

(以上 5種類)

2 積替え保管施設(施設詳細は裏面のとおり)

施設住所：東京都足立区大谷田四丁目18番14号

3 許可の条件

- (1) 作業時間は、原則として9時から16時までとする。
- (2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入・搬出は全て自ら行うこと。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 6年 1月 21日 新規許可

令和 5年 1月 21日 更新許可 第 6 回

5 積替え許可の有無

無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

(裏面あり)

東京都

2 積替え保管施設

施設住所：東京都足立区大谷田四丁目18番14号

積替え保管面積：261.8 m² 最大保管高さ：2.4 m

産業廃棄物の種類	保管量
汚泥、金属くず（廃乾電池（水銀使用製品）産業廃棄物を除く。）に限る。）	ドラム缶2個 0.40 m ³
汚泥、金属くず（廃乾電池（水銀使用製品）産業廃棄物）に限る。）	プラスチック容器1個 : 0.10 m ³
廃プラスチック類	コンテナ2個 3.94 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（小型通信機器及び記録媒体を除く。）	直置き : 14.0 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光ランプ（水銀使用製品）産業廃棄物）に限る。）	ドラム缶6個 : 2.26 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃気圧計、廃湿度計、廃ガラス製温度計、廃水銀体温計、廃水銀式血圧計、廃握力計、廃水銀充満座式温度計（いずれも水銀使用製品）産業廃棄物）に限る。）	プラスチック容器1個 : 0.10 m ³
木くず	コンテナ1個 : 1.97 m ³
金属くず	コンテナ1個 : 1.97 m ³
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	コンテナ2個 3.94 m ³
合計保管量 28.68 m ³	

(以下余白)